

平成 20 年 2 月 4 日

全国身体障害者施設協議会
「医的ケア等に関する実態調査・追加調査」(結果)の概要

1. 調査対象

○平成 18 年度実施の「身体障害者療護施設における医的ケア等に関する実態調査」※に回答のあった 274 施設

※本会会員施設における医療的ケアの実施状況等について概況を把握した。これに基づき、詳細な状況を追加調査にて把握した。

2. 調査実施期間

○平成 19 年 12 月 12 日～平成 20 年 1 月 11 日

※回答については、平成 19 年 12 月 1 日現在の状況。

※各医的ケアの提供状況については、平成 19 年 12 月 15 日（土）～21 日（金）の実施状況。

3. 回答数・率

○183 施設（回答率：66.8%）

4. 実施している医的ケア (N=183)

| | 実施施設数 | % | 対象実人員 |
|--------------------|-------|------|---------|
| 常時痰の吸引（気管切開の場合を含む） | 134 | 73.2 | 506 人 |
| 人工呼吸器 | 12 | 6.6 | 14 人 |
| ストーマ | 67 | 36.6 | 114 人 |
| 疼痛の看護 | 135 | 73.8 | 1,256 人 |
| 経管栄養 | 155 | 84.7 | 838 人 |
| 酸素療法 | 41 | 22.4 | 48 人 |
| 自己導尿の補助 | 55 | 30.1 | 83 人 |
| 浣腸 | 177 | 96.7 | 2,305 人 |
| 摘便 | 176 | 96.2 | 889 人 |

全国身体障害者施設協議会 会員施設基礎調査結果における医療的ケアの実施状況について

☆平成21年度『会員施設基礎調査』結果(平成22年3月)より

(1)調査対象施設:487施設(平成21年10月1日現在の全会員施設)

(2)調査実施期間:平成21年10月30日～12月28日

(3)回答数:426施設(回答率87.5%)

※障害者支援施設:177件、旧法身体障害者療護施設:249件

| | 特別な医療 | ①実施施設数 | ②実施率 | ③実利用者数 (人) | 平均実施人数 (人)=③/① |
|----|---------------------------------|--------|-------|---------------|-------------------|
| 1 | 点滴の管理 | 34 | 8.0% | 83 | 2.4 |
| 2 | 中心静脈栄養 | 9 | 2.1% | 16 | 1.8 |
| 3 | 透析 | 71 | 16.7% | 120 | 1.7 |
| 4 | ストーマ(人工肛門)の処置 | 141 | 33.1% | 233 | 1.7 |
| 5 | 酸素療法 | 76 | 17.8% | 129 | 1.7 |
| 6 | レスピレータ(人工呼吸器) | 28 | 6.6% | 42 | 1.5 |
| 7 | 気管切開の処置 | 145 | 34.0% | 406 | 2.8 |
| 8 | 疼痛の看護 | 186 | 43.7% | 1,445 | 7.8 |
| 9 | 経管栄養 | 337 | 79.1% | 1,967 | 5.8 |
| 10 | モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度) | 45 | 10.6% | 430 | 9.6 |
| 11 | じょくそうの処置 | 274 | 64.3% | 929 | 3.4 |
| 12 | カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロスター) | 355 | 83.3% | 2,140 | 6.0 |

参考)

「特別な医療」を必要とする利用者の割合が20%以上の施設:障害者支援施設(177施設)のうち「119施設(67.2%)」を占める。

このうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は、重度心身障害者が利用する施設は、「89施設(72.3%)」を占める。

障害者支援施設等における医療的ケアについて

全国身体障害者施設協議会

平成 20 年 5 月 12 日 協議員総会決議

1 目指す方向

- 特別支援学校や訪問介護等における状況を踏まえ、社会福祉施設における介護職員等の行うことのできるケアを拡大(規制緩和)していただきたい。

2 具体的要望事項

(1) 規制緩和いただきたい事項

- ①吸引
- ②経管栄養
- ③自己導尿の補助
- ④疼痛の看護
- ⑤摘便
- ⑥浣腸
- ⑦ストーマ
- ⑧人工呼吸器
- ⑨酸素療法

(2) (1) の実施にあたっての前提及び条件整備の考え方

※本会として検討している事項

- ①利用者・家族への説明と同意
- ②具体的な実施方法を含めた医師の指示、助言(実施内容、範囲の明確化)
- ③緊急時の対応を含めた近隣医療機関との連携・協力体制の確立(バックアップ体制)
- ④研修とマニュアルの整備
 - ・全国的な研修システムの確立
 - ・各施設における実地研修の実施、プログラムの充実(医師等による定期的な研修等)
 - ・各施設における実施マニュアルの整備
 - ・緊急時の対応マニュアルの整備と責任の明確化
 - ・個別的な留意事項と個別支援計画への明記
- ⑤その他、施設内委員会の設置等による安全管理体制の構築